

令和4年度 生徒指導推進計画

熊野町立熊野中学校

1 実態

- 本校は、昨年度終了時点で、生徒数299名、学級数12学級（通常学級9、特別支援学級3）の中規模校である。町内には、本校と熊野東中学校の2校があり、基本的には第三小学校区の生徒が本校に、第二小学校区と第四小学校区の大半の生徒が熊野東中学校に、第一小学校区の生徒が本校と熊野東中学校に分かれて通学している。ただし、進学先を自由に選択できる制度となっているため、入りたい部活動や交友関係などに応じ、弾力的に選択している。生徒は比較的落ち着いて学校生活を送っており、学習にも部活動にも熱心に取り組む生徒が多い。しかし一方で家庭環境の難しい生徒も多く、保護者の協力を得るのが困難な家庭も多い。
- 暴力行為は、平成30年度の9件から減少し、令和元年度は2件、2年度は0件、3年度は1件であった。また、いじめについては積極的な認知に努め、平成30年度の4件から増加し、令和元年度は11件、2年度は7件、3年度は6件であった。些細なものに対しても、きめ細かく対応ができている。
- 長期欠席（年間欠席数30日以上）の生徒は、平成29年度の8名から、30年度は17名、令和元年度は18名、2年度は21名と増加傾向にあったものの、3年度は14名に減少。町内適応指導教室（がん熊教室）に加え、校内SSR（れんげルーム）を設置し、生徒一人一人の課題に応じた指導、支援を行ったことで、多くの不登校傾向の生徒にとっての「居場所」をつくることができた。
- 家庭との連携はもちろんのこと、関係機関とも連携を図り、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを含めた組織的な取組の強化が必要である。そして、生徒の主体的な学びを促す取組や生徒の心に寄り添う指導を、全教職員で組織的に実施していく。

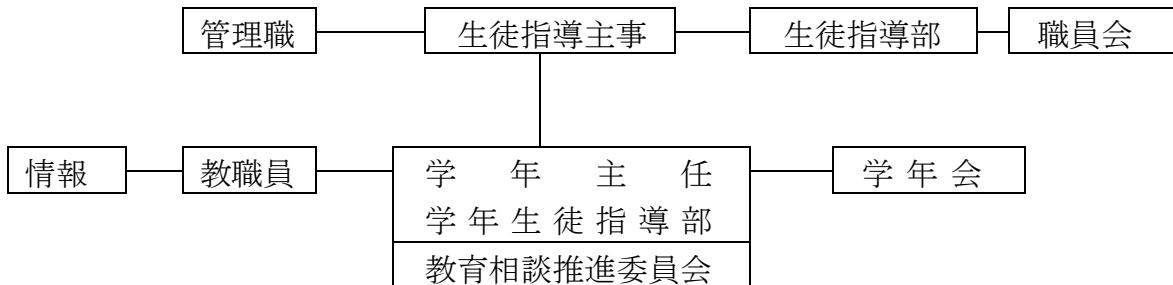
2 学校教育目標

学校教育目標 「 前向き Be positive 」

安心で安全、秩序ある学校づくりのために、生徒指導規程の周知・徹底による規範意識の向上、授業規律の確立、部活動の強化等を意識し、かかわりきり、やらせきる指導を行う。

- 生徒指導規程をもとに、全教職員が同じ基準で同じ指導を行い、組織的な生徒指導体制を確立する。
- 学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図る。
- 学力向上の取組と連鎖させ、授業規律の確立と徹底をはかる。
- 家庭訪問を積極的に行い、保護者や地域との連携を強化する。
- 発達障害等の生徒についての研修を行い、効果的な指導方法を検討していく。
- 部活動の指導にもPDCAサイクルを導入し、生徒が課題を克服していくことができるよう指導方法の改善を図っていく。

3 校内生徒指導体制



- 生徒指導部会は、管理職、生徒指導部、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等で構成し、原則として週に一度実施する。情報交換とともに現状の課題分析・対応について協議し、発案・実行する。
- 問題のあった生徒に対しては、担任、学年、生徒指導部が一体となって組織的に指導にあたる。
- 関係機関や他校とも連携し、指導を行う。
- 生徒指導担当教諭は、安芸郡中学校教育研究会の生徒指導部会に参加し、研修に務める。
- 教育相談推進委員会は学年・生活指導部と連携を図り、迅速な対応を行う。

4 その他（緊急時における連絡体制等）

- 中学生の規範意識の向上や問題行動の未然防止をめざすとともに、生徒が犯罪の被害者にならないようにするため、警察と連携し犯罪防止教室を年一度実施する。その際、事前・事後の学習を充実させることで、生徒への定着を図る。
- 毎朝の出欠確認を、副担任を中心に確実に行う。また、教員全員が生徒の出欠・遅刻・早退の状況を把握できるように、職員室のホワイトボードを有効活用する。
- 教職員の緊急連絡網をつくり、問題があればいつでも連絡が取れる態勢を整える。
- 特に、各学年教員集団の連携を密にし、生徒の実態把握や情報交換に努め、ケース会議等を開催し定期的に協議・検討を行う。
- 不登校生徒が登校した時の指導について、学習指導も踏まえた校内の環境整備を行う。
- 教育相談コーディネーターとの連携を図る。